

④ 要介護(要支援)認定を受けている方は税控除を受けられる場合があります

【障害者控除】

65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方のうち、寝たきりや認知症などの状態にある方については、障がい者に準ずるものとして認定を受けることにより「障害者控除」の対象となり、一定額の所得控除を受けることができます。この控除を受けるためには、福祉事務所長が交付する「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は申請を行ってください。

申請対象者 65歳以上で、介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方

※平成22年以降に交付された認定証をお持ちの方は、本年以降も使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

【おむつ代の医療費控除】

寝たきりの方が使用するおむつ代については、医療費控除の対象となりますが、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

要介護(要支援)認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。

申請対象者 要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
※昨年以前に交付された「確認書」は令和2年分の申告には使用できません。改めて、申請手続きをしてください。

【申請について】

申請方法 対象の方の印鑑を持参のうえ、窓口直接向し込みください。

申請期限 12月28日(月)

申請場所 高齢福祉課、各支所福祉課

※認定証・確認書の交付にあたっては、要介護認定時の主治医意見書を用いて確認を行います。意見書の内容によっては、交付できないことがあります。

※期限後も申請を受け付けますが、交付が遅れる場合もあります。

申・問 高齢福祉課(内線173) 笠間支所福祉課(内線72134) 岩間支所福祉課(内線73172)
税の控除に関して：税務課(内線113)

⑤ 「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

認知症・介護の必要な高齢者や障害のある方などを介護する際、「介護マーク」を首にかけるなどしてご活用ください。

配布場所 高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課

問 高齢福祉課(内線175)

笠間支所福祉課(内線72132) 岩間支所福祉課(内線73172)



発熱等の症状がある方は、まず、かかりつけ医に電話相談しましょう。